

岩手県企業局管理規程第6号

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設総合管理所及び県南施設管理所の長委任事項) 第2条 [略] 2 施設総合管理所長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、御所ダム放流警報装置電気料金の収入命令及び納入通知書の発行に関する事とする。 3 [略]	(施設総合管理所及び県南施設管理所の長委任事項) 第2条 [略] 2 施設総合管理所長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、御所ダム放流警報装置電気料金及び <u>けんでんがんだう局舎の維持管理に要する費用</u> の収入命令及び納入通知書の発行に関する事とする。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。